

霧島市子ども・子育て会議条例の制定について

霧島市子ども・子育て会議条例を次のように制定する。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、霧島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事項について所掌する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(最初の子育て会議の招集)

2 会長が互選される前に招集する子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会条例の廃止)

3 霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会条例（平成17年霧島市条例第28号）は、廃止する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議する附属機関である霧島市子ども・子育て会議を設置することに伴い、本条例を制定しようとするものである。